

境界明示協議に関するご案内

境界明示協議の申請に当たっては「春日市道路等境界明示協議実施要綱」をご確認の上、下記の事項に注意してください。

1. 申請者に関する注意事項

申請者は、当該土地について正当な権限を有する人に限ります。相続や共有などで複数の人が権限を有する場合は、代表して申請する人への全員の同意または委任（復委任可）が必要です。

2. 代理人に関する注意事項

申請者は境界明示協議に関する手続きを代理人に委任できます。ただし以下の点に注意してください。

項目	内容
代理人の範囲	不動産業者や親族なども代理人となることはできますが、隣接地権者への説明不足や書類の不備により申請手続きが遅延または無効になることがあることから、確実な手続きのため、土地家屋調査士等の専門家への依頼を推奨します。 なお、表示に関する登記を目的とした調査および測量は、土地家屋調査士以外が行うことはできません。

3. 境界明示協議申請時の必要書類

申請書には以下の書類を添付してください。提出書類は慎重に確認し、郵送での申請の場合は、特に注意してください。必要に応じ補足資料の提出をお願いする場合があります。

書類名	補足説明（実務的注意点）
付近見取図	地番位置が特定できる住宅地図やWeb地図の写しなどを添付してください。
地図または地図に準ずる図面の写し	法務局に備え付けのものを使用してください（市の地番現況図は不可とします）。インターネットで取得した場合は、印刷時の縮尺を確認してください。 集成図などを作成した場合は、加工していない地図または地図に準ずる図面の写しも併せて添付してください。
全部事項証明書（土地）	現所有者名義。登記上の住所と現住所が異なる場合は住民票などの補足資料を添付してください。
印鑑証明書	申請書等の実印と同一印影の印鑑証明書の原本を添付してください。
土地所有者一覧表	申請地と申請地の隣接地のうち、道路等と境界を接する全ての土地の地番と所有者の住所、氏名を記載してください。様式は任意です。
委任状（代理人申請の場合）	申請者本人の記名押印（実印）のある原本が必要です。 委任状に不備があれば、本人確認資料の提示を求めることがあります。
関係証明書類（該当者のみ）	申請者が法人の場合や登記上の所有者と申請者が異なる場合は、その関係を示す書類が必要です。

【留意事項】

・書類は各2部必要ですが、境界明示協議書（申請者交付用）に添付する必要がない場合は、全部事項証明書（土地）以下の書類は1部で結構です。

- ・書類は原則原本を提出してください。ネット謄本、土地所有者との関係を示す書類など市が認める場合は申請者等の「原本と相違ない」旨の記載と署名または記名押印のある写しも可とします。提出された資料の還付は行いません。（申請が不受理または取り下げとなった場合の書類の扱いは、別途通知します。）
- ・境界明示協議に必要な資料（国土調査の成果、過去の立会事績等）は、地籍調査成果品等閲覧交付申請書受領後、5営業日後を目安に対面、メールまたは郵送（要返信用封筒）にて無料で提供します。

4. 境界査定に関する注意事項

市は公共物管理責任に基づき、資料の査定および現地の確認を行います。客観的な根拠に基づく説明が不十分な場合や資料と現地の整合性が確認できない場合は同意できませんので、適切な対応と協力をお願いします。

なお、県道部に接している場合は、別途、那珂県土整備事務所との境界協議が必要です。

項目	内容
仮測量図	座標・座標種別、辺長、面積、境界標の有無は必ず記載してください。構造物が越境している可能性があればその旨を記載してください。 仮測量図作成の根拠とした資料を添付してください。 仮測量図などはメールで提出可能です。youchi@city.kasuga.fukuoka.jp
現地立会	仮測量図を受領し、市において机上査定を行った後、市の担当者が日程調整を行い、実施します。 一定の条件（例：世界測地系での測量成果があり、境界標が確認できる場合など）を満たした場合は現地立会を省略する場合があります。

5. 成果品に関する注意事項

市担当者が境界案を妥当であると認めた場合は、以下に注意して成果品を提出してください。

現地立会后に仮測量図を修正した場合は、成果品提出前に必ず市担当者の確認を受けてください。

項目	内容
提出部数と形式	成果品は原則原本とし、申請者交付用および市保管用として同一内容のものを2部提出してください。内容不備時は再提出を求めます。 なお、申請者交付用として提出する成果品について、申請者等の同意がある場合に限り、原本証明のない写しでの提出も受理可能とします。
承諾書と実測図の一体性	境界確定承諾書と実測図は土地家屋調査士等の割印で一体化してください。 境界確定承諾書は市の様式を推奨しますが、任意様式でも受理可能です。
境界標の写真	境界標設置が明確にわかるよう、全景、遠景および近景の写真を添付してください。地上表示が鮮明であることが必要です。引照点の写真も添付してください。
申請者等の責任	作成・とりまとめに関与した者（例：土地家屋調査士）は署名または記名押印の真正性、実測図・写真などの整合性、内容の正確性について責任を持ってください。
協議書の交付	成果品受領後、5営業日を目安としますが、提出資料に不備がある場合はそれ以上の時間を要しますのでご注意ください。